

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3 - 外 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 1月19日

【会社名】 トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
(Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V.)

【代表者の役職氏名】 執行取締役
(Managing Director)
ジョージ・ユガナー
(George Juganar)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 1077 XV アムステルダム市
ザイドブライン 90、ワールド・トレード・センター・
アムステルダム タワーH レベル10
(World Trade Center Amsterdam, Tower H, Level 10
Zuidplein 90, 1077 XV Amsterdam, The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生
弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 西 村 綱 木
弁護士 大 山 豪 気

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1482
03-6775-1439

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
2027年 2月 1日満期 米ドル建社債
1億5,490万米ドル (円貨相当額177億4,534万4,000円)

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
2027年 2月 1日満期 豪ドル建社債
1億7,200万豪ドル (円貨相当額142億2,096万円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2022年 1月18日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1米ドル = 114.56円及び 1豪ドル = 82.68円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	2021年 8 月 5 日
効力発生日	2021年 8 月13日
有効期限	2023年 8 月12日
発行登録番号	3 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
3 - 外 1 - 1	2021年12月 3 日	137億8,002万7,000円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		137億8,002万7,000円	減額総額	0 円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 4,862億1,997万3,000円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

<トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランド) ビーブイ 2027年2月1日満期 米ドル建社債及びトヨタ モーター ファイナンス (ネザーランド) ビーブイ 2027年2月1日満期 豪ドル建社債に関する情報>

- (注1) 本書において、文脈上別段の記載又は解釈がなされる場合を除き、「当社」又は「TMF」は、トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランド) ビーブイを指す。
- (注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、
- ・「米ドル」又は「米セント」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
 - ・「豪ドル」又は「豪セント」はオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
 - ・「円」は日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億5,490万米ドル
売出価額の総額	1億5,490万米ドル
利率	年率1.77%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億7,200万豪ドル
売出価額の総額	1億7,200万豪ドル
利率	年率2.12%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2022年2月1日（当日を含む。）から2027年2月1日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年2月1日及び8月1日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき8.85米ドルである。

（中 略）

「社債の概要」において、

「営業日」とは、()ロンドン及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済並びに一般業務(外国為替及び外貨預金を含む。)を行っている日であって、かつ()欧州自動即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)又はその継承システム(以下「TARGET2システム」という。)が営業を行っている日をいう。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2022年2月1日(当日を含む。)から2027年2月1日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月1日及び8月1日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき10.60豪ドルである。

(中 略)

「社債の概要」において、

「営業日」とは、()ロンドン及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済並びに一般業務(外国為替及び外貨預金を含む。)を行っている日であって、かつ()欧州自動即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)又はその継承システム(以下「TARGET2システム」という。)が営業を行っている日をいう。

3 支払

(d) 支払日

米ドル建社債

上記1(a)に従い、本社債又は利札に関する金員の支払期日が、支払日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該本社債又は利札の所持人は当該支払呈示の場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延べに関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、(「10 消滅時効」に従い)()商業銀行及び外国為替市場が、(A)当該呈示の場所(呈示が要求される場合)、(B)ロンドン及び(C)ニューヨークにおいて、支払決済並びに一般業務(外国為替及び外貨預金の取扱いを含む。)を行っている日であって、かつ()TARGET2システムが営業を行っている日を意味する。

豪ドル建社債

上記1(a)に従い、本社債又は利札に関する金員の支払期日が、支払日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該本社債又は利札の所持人は当該支払呈示の場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延べに関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、(「10 消滅時効」に従い)()商業銀行及び外国為替市場が、(A)当該呈示の場所(呈示が要求される場合)、(B)ロンドン及び(C)シドニーにおいて、支払決済並びに一般業務(外国為替及び外貨預金の取扱いを含む。)を行っている日であって、かつ()TARGET2システムが営業を行っている日を意味する。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2022年1月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2022年1月19日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2022年1月19日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るTMFの判断に変更はない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。